

1. 改正の概要

- ・「上場株式等及び特定公社債等」と「非上場株式等及び一般公社債等」が別々の分離課税制度となります。
- ・特定公社債等に係る利子所得及び譲渡所得等については、上場株式等の譲渡損失及び配当所得との損益通算が可能となります。

【改正前】

所得区分	内訳
株式等に係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡損益
	非上場株式等の譲渡損益

※公社債の譲渡は原則非課税となります。



【改正案】

所得区分	内訳	
特定公社債等及び上場株式等に 係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡損益	特定公社債等の譲渡損益
一般公社債等及び非上場株式等 に係る譲渡所得等	非上場株式等の譲渡損益	一般公社債等の譲渡損益

損益通算・譲渡損失の3年間繰越控除が可能

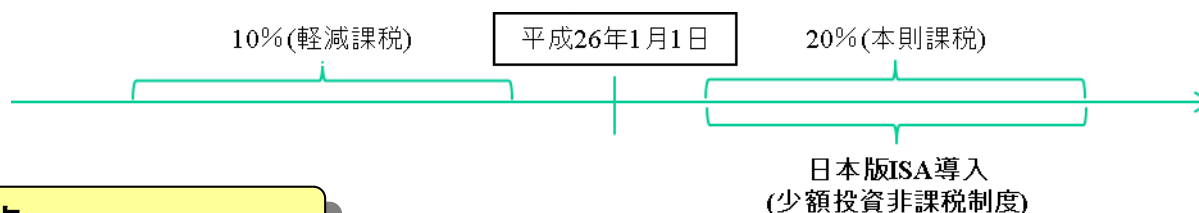
○平成28年1月1日以後に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・特定公社債等を特定口座に受け入れることができる。
- ・損益通算及び繰越控除の制度に係る、確定申告書の提出がなかった場合等の宥恕措置が廃止される。

1. 改正の概要

- ・上場株式等の譲渡所得、配当所得に対して課される軽減税率が平成25年12月31日をもって廃止されます。
- ・平成26年1月1日より本則税率が適用されます。
- ・証券投資に係る優遇税制として、新たに日本版ISA(少額投資非課税制度)が開始されます。



2. 実務上の留意点

≪ 改正前 ≫

【 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率 】

	所得税		住民税	合計
	本税	復興税		
個人(大口株主以外)	7%	0.147%	3%	10.147%
大口株主の個人	20%	0.42%	-	20.42%

※大口株主の個人が受け取る配当等については総合課税の対象となります。

【 上場株式等の譲渡所得等に対する税率 】

	所得税		住民税	合計
	本税	復興税		
個人	7%	0.147%	3%	10.147%

≪ 改正案 ≫

	所得税		住民税	合計
	本税	復興税		
個人(大口株主以外)	15%	0.315%	5%	20.315%
大口株主の個人	20%	0.42%	-	20.42%

※大口株主の個人が受け取る配当等については総合課税の対象となります。

	所得税		住民税	合計
	本税	復興税		
個人	15%	0.315%	5%	20.315%